

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とし、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とする旨の緊急事態宣言が行われました。

また、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、特措法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置を実施すべき区域に愛媛県を加え、緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置を実施すべき区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示が行われました。

同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1、2及び3のとおりお知らせします。

また、本日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部において配布された「緊急事態宣言区域における取組について」（別紙4）及び「まん延防止等重点措置の強化策について」（別紙5）をご参考までにお送りします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、特措法第34条第1項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」こととされていますので、市町村に対してその旨周知徹底をお願いいたします。

また、お忙しいところ恐縮ですが、市町村対策本部の設置状況について、別紙6の報告様式に記載のうえ、4月30日（金）までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。